

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第19回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成22年3月16日（火）13:10～13:40

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）五十嵐義治，今中 亘，芝田俊文，田邊 誠（委員長），二國則昭
（敬称略。五十音順）

（庶務）清山広島高裁総務課長，藤井広島高裁総務課課長補佐

（説明者）細田広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成22年下半期（10月から翌年1月まで）の判事任命候補者についての
情報収集の在り方について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 経過の報告等

ア 庶務（清山広島高裁総務課長）から，前回平成21年10月29日（木）
の第18回広島地域委員会以降の経過として，平成22年上半期（2月から
9月まで）の再任（判事任命）候補者について情報が寄せられなかったこと
を平成21年10月29日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中
央委員会」という。）に報告したこと，並びに平成21年12月1日（火）
の第40回，平成21年12月18日（金）の第41回及び平成22年2月

23日(火)の第42回の中央委員会の各審議結果等について報告がされた。

また、前々回の第17回広島地域委員会で委員から出された現任庁での在任期間が短い候補者に関する情報収集に当たり、前任庁に対応する検察庁及び弁護士会が有している情報を収集することとしてはどうかとの意見について、平成22年2月23日開催の第42回中央委員会において協議された結果、前任庁に対応する検察庁及び弁護士会に情報収集する方法は採らないこととされた旨、前回の第18回広島地域委員会で中央委員会庶務に確認することとされた検察庁への情報収集の周知依頼に際して、広島地域委員会あての料金後納による料金受取人払封筒を添付することについて、当委員会の判断において実施されたい旨、それぞれ回答があったことの報告がされた。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

(2) 審議

平成22年下半期(10月から翌年1月まで)の判事任命候補者についての情報収集の在り方について

ア 当地域委員会関係の指名候補者の所属庁ごとの名簿(期、在籍期間、所属部を付記する。)を作成し、4月16日(金)を受付期限と定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供(情報受付の周知)の依頼を行うこととされた。

イ 依頼文書の内容については、昨年9月と同様に、留意事項として、検察庁あてのものに「裁判官の職権の独立に対する影響」との文言を付加し、弁護士会あてのものと平仄を合わせた。

ウ 検察庁への情報収集の周知依頼に際して、広島地域委員会あての料金受取人払封筒を添付することについて、委員から「封筒の添付にかかわらず、指名候補者の指名の適否に関する情報は提出されると思われるので、添付するまでの必要はない。」との意見が出されたが、弁護士会と取扱いを異にする事情は見出しがたいことから、弁護士会と同様に検察官の数に相当する同

封筒を添付することとされた。

エ 情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が当地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を取り、情報に関する調査の要否及び方法並びに情報の取りまとめについては、次回期日以降に審議の上で取り決めることとされた。

オ 委員から、「当地域委員会以外の地域委員会において重点審議者とされた者の名簿を送付してもらうことはできないのか。重点審議者とされた者がどの地域委員会に何人いるのか、あるいは全国で何人いるのかについて明らかにしてもらえないか。」との意見が出された。

協議の結果、庶務から中央委員会庶務に確認することとされた。

(3) 今後の予定等

次回期日は4月26日(月)午後1時10分、次々回期日は5月10日(月)午後1時10分とされた。

(以 上)